

自由化の下での原子力事故の賠償への 備えに関する負担の在り方について

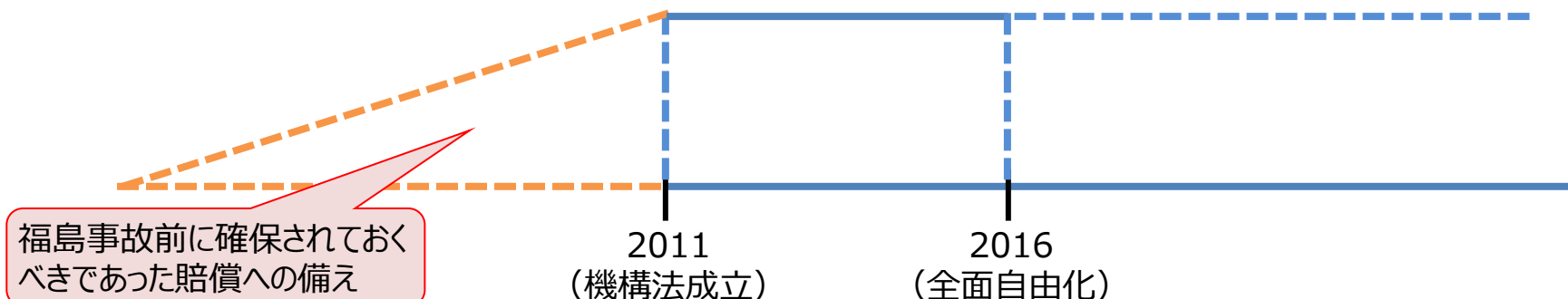
平成28年12月9日

資源エネルギー庁

検討の背景

- 福島第一原発事故後、原子力事故への備えとして、従前から存在していた原子力損害賠償法に加えて新たに原賠機構法が制定され、現在、同法に基づき、原子力事業者が毎年一定額を原賠・廃炉機構に納付している（一般負担金）。
- 原子力損害賠償法の趣旨に鑑みれば、本来、こうした万一の際の賠償への備えは事故以前から確保されておくべきであったが、実際には何ら制度的な措置は講じられておらず、当然ながら、そうした費用が料金原価に算入されることもなかった。
- その結果、福島第一原発事故以前は、賠償への備えの費用が料金に含まれていない相対的に安価な電気を全需要家が享受していた。
- こうした中で、原賠機構法制定後、本年4月に小売りが全面自由化され、新電力への契約切替えにより一般負担金を負担しない需要家が増加している環境下において、受益者間の公平性等の観点から、事故前に確保されておくべきであった賠償への備え（＝「過去分」）の負担の在り方について、どのように考えるか。

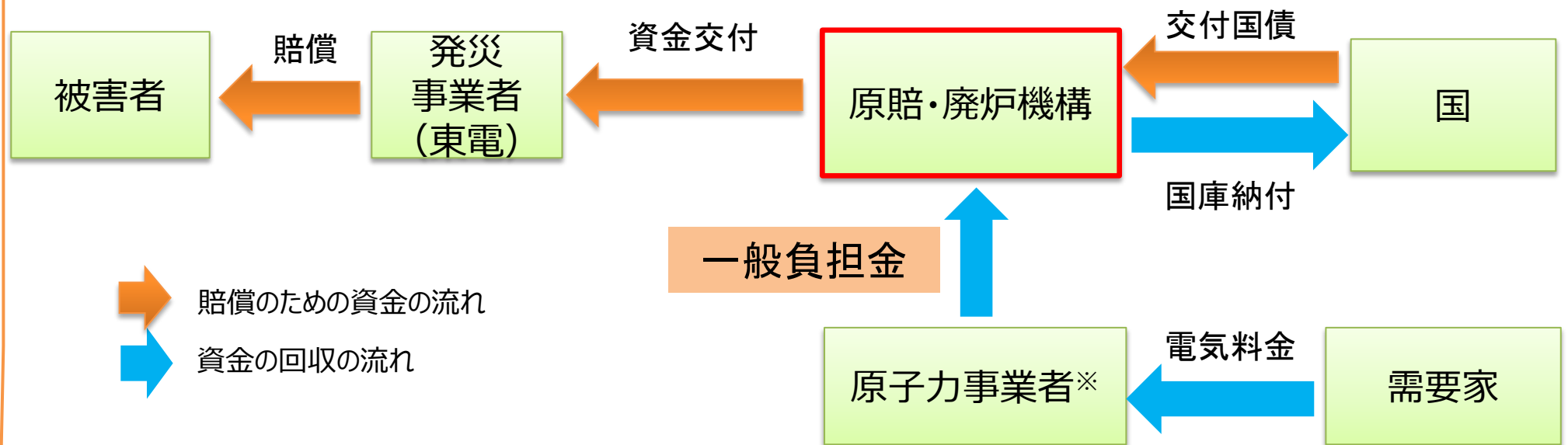
「過去分」のイメージ



(参考) 原賠機構法に基づく一般負担金

- 一般負担金の額は、以下を基準にして、毎年度、原賠・廃炉機構が主務大臣の認可を得て定めている（2015年度1,630億円）。
- ・機構の業務に要する費用の長期的な見通しに照らし、当該業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。
- ・各原子力事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業者の利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないものであること。
- ・一定の水準を安定的に維持できるものであること。

資金の流れ(イメージ)



(参考) 一般負担金の負担割合

- 各原子力事業者が納付する一般負担金の額は、各事業者の収支状況等を踏まえた年間総額を、各事業者が保有する原子力発電所の設備容量（熱出力kW）等に基づいて按分することにより算定されている。

（百万円）

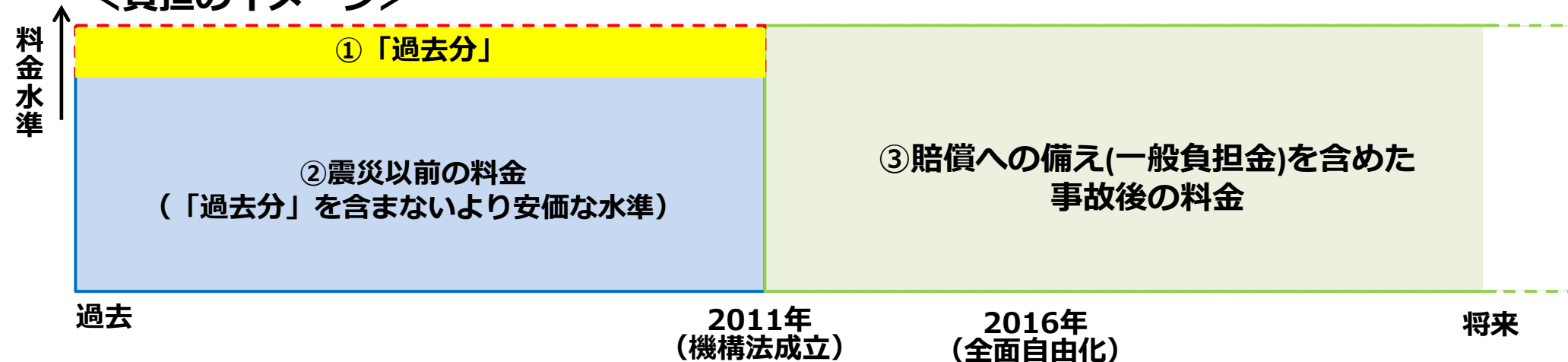
一般負担金総額の内訳

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	負担金率 (%)	小売料金原価算入
北海道電力	3,260	3,803	6,520	6,520	6,520	4.0	2013年度～
東北電力	5,355	6,247	10,709	10,709	10,709	6.6	2013年度～
東京電力	28,370	38,820	56,740	56,740	56,740	34.8	2012年度～
中部電力	6,210	7,245	12,421	12,421	12,421	7.6	2014年度～
北陸電力	3,032	3,537	6,064	6,064	6,064	3.7	－
関西電力	15,762	18,389	31,524	31,524	31,524	19.3	2013年度～
中国電力	2,095	2,444	4,189	4,189	4,189	2.6	－
四国電力	3,260	3,803	6,520	6,520	6,520	4.0	2013年度～
九州電力	8,460	9,870	16,919	16,919	16,919	10.4	2013年度～
日本原子力発電	4,262	4,973	8,525	8,525	8,525	5.2	（各電力会社の 電気料金の内数）
日本原燃	1,434	1,673	2,869	2,869	2,869	1.8	
合計	81,500	100,804	163,000	163,000	163,000		

原子力事故の賠償への備えに関する負担の在り方

- 従来、総括原価方式の下で営まれてきた電気事業においては、一般の事業と異なり、将来的な費用増大リスクを見込んだ自由な価格設定を行うことはできず、料金の算定時点で合理的に見積もられた費用以外を料金原価に算入することは認められていなかった。
- しかしながら、福島第一原発事故前に確保しておくべきであった賠償への備えを今後とも小売料金のみで回収するとした場合、過去に安価な電気を等しく利用してきたにもかかわらず、原子力事業者から契約を切り替えた需要家は費用を負担せず、引き続き原子力事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全ての費用を負担していくこととなる。
- こうした需要家間の負担差を解消し、公平性を確保するためには、過去分についてのみ、国民全体で公平に負担することが適当であり、また、そうした措置を講じることが、福島復興にもつながると考えられる。

<負担のイメージ>



(参考) 各委員の御意見(「過去分」の考え方)

- まず過去分といったときに、過去分って、どう計算してどのぐらいになるんだろうというのが全然わからないんです。一般負担金も800億から始まって、今、1,600億ぐらいで安定しているわけですけども、では1,600億掛ける40年ぐらいのイメージなのかとか、要するに今、1,600億になっている根拠もいまいちわかるようでわからないのです。過去分って、一体どう考えて算出するものかがわからないと、議論のスタートラインに立てないと思っています。(第3回WG 圓尾委員)
- この電気事業の仕組みであったり、こういった会議に本当に参加していないと、ついていけない話なんですよ。過去分というのは、普通はやっぱあり得ないと思います、普通は。普通のビジネスはあり得ないと思いますが、これは何度も言っていますが、ただ、電気事業という特殊な、どうしても先行投資というか、長時間、十数年かけて、またすごい金額をかけて、皆さん、国民全体のインフラを整えるという事業の特性から、仕方ないのかなと。(略) 仕方ないと思うんですが、ほかの、じゃ、こういった会議に参加していない人たちがどこまでそれを理解できるかというと、(略) うまく説明をしないと、なかなか納得できない話になりかねないなというのを感じたので、そこをどううまく説明するか。(第5回WG 伊藤委員)
- 過去に安い原発で発電された安い電力料金を享受していたと、受益があったという事実は、まあ私個人に関していえば、選択の余地はなかったとはいえども、事実としてあるところであって、それが、いや、過去に受益していたこと知りません、私は将来払いませんと言ってしまうのは、ちょっと道義的に責任逃れというような気が、個人的にはしております。ですので、受益者負担ということで、今まで積み立てがなされていなかった過去分について求められた場合に、ここの負担は致し方ないのかなというのが個人的な思いとしてあります。ただやはり一体幾らの話をしているのか、どれぐらいの期間でどれだけ負担するのかという先に見える話ですね、(略) 将来の見える話にしていきたい。また、当初の見積もりにおいて、金額を決めて進めていったとしても、当然見直しが必要になることというのはあると思うんですね。そこは迷わず見直しをしていただきたいなというふうに思っております。(第5回WG 村松委員)
- ある意味では原子力需要開始時から、本来だったらまあ、確保されるべき費用だったと。今回は当時の事情では、いわゆる事故が起こったという、将来の保険的な、互助というんですかね、そういった前提での負担していきましょうという前提でスタートしたと、私は機構法の本質はそう理解しておりまして、ただし、新たな事象とか、会計でもあるんですけども、新たな、当時わからなかったけれども、新たな事象がだんだん明らかになって、その今の段階で費用を認識すべきもの、もしくは計算すべきものがあつた場合は、そこを認識することもあり得ると。(第5回WG 永田委員)

(参考) 小委員会における御議論 (「過去分」の考え方)

- やはりこれは国だけの責任ではなくて、事業者の責任でもあるということだと思いますから、これで託送料金ということになったとすると、これはやはり、ある程度の事業者に対する優遇というふうに捉えるべきなのではないかと私は思います。(略) 一方的に新規参入者が不利になるというようなことのないように、全体として制度を考えていかなければいけないと思います。(第5回WG 松村委員)
- その時点でどれだけの費用が必要かというのをどなたが判断したのかお聞きしたときに、事務局は一時的に国に責任があるというふうにお答えいただいたと思います。であれば、(略) 今になって、払っていなかったから皆さんが均等に負担すべきですよというのは、何となく理屈に合わないのではないかなと思っております。とはいえ、やはり福島の人のことを考えますと、やっぱり何も補償になるものがないというのはとても気になる部分だと思いますので、そこは託送じゃなくても、これはもう国及び事業者が、そのときにこれだけ必要な額があったんだということを判断し切れなかったということで誤りを認めて、国民にちゃんと説明をして、特別税ということで国民全員からとるべきではないかなというふうに思います。(第5回WG 大石委員)
- 要は、ここでは実際にかかった費用ではなくて、将来のリスクに備える費用ということだと思うんですけれども、それがもう例えば既に廃炉してしまって、決まってしまう原子力に対してもどういうふうに考えているのかとか、どういう形で過去に、ここでも議論があって、過去にさかのぼれるのかどうかというようなことについても、ちょっと議論があったかのように書かれていますけれども、そのあたりについて、感覚的には過去にさかのぼるというのは結構難しいことではないかなというふうに思います。(第2回小委 秋元委員)
- 我々自由化でやったとき、競争力のある電源の原子力を持った皆さんと競争しながら、何ら事業的にはプラスはなかった。(略) 過去分というのは、それによって原子力を推進してきた大きな理由だったんじゃないでしょうか。安いと。いろいろな形でもって、発展的に原子力はいろいろな有形無形な形でもって利益を享受した形のことを、ここに来てみんな一緒に払ってくれというのは、これはいささかどうかなということで、(略) 若干享受している度合いが違うので、ここは格差があっても当然だろうなというふうには考えます。(第2回小委 本名オブザーバー)
- 賠償の話がありますけれども、これは一事業者に全てを帰すると、例えば適切な賠償がそれで進まなくなるとかということになると、それはそれで国としてどうなんだという話もやっぱり非常に大きな問題としてあるんだと思います。そういう意味で、このあたりというのは、国としてこういうふうな問題というものを、国家全体としてどう考えていくのかということというのは極めて重要な論点だと思います。(第2回小委 大橋委員)

回収の方法

- 全面自由化により需要家が電力の供給者を自由に選択できるようになる中で、広く需要家に負担を求める方法は、①税・賦課金等のように全国の需要家に一律に負担を求める仕組みと、②託送料金のように特定の供給区域内の全ての需要家に一律に負担を求める仕組みの2つに大別できる。
- 電源構成に占める原子力の割合（すなわち、原子力の電気の利用量）は供給区域ごとに異なる一方で、過去分の負担は、過去の原子力の電気の利用に応じて行うべきものであることや、現状、一般負担金は小売料金に含まれ、供給区域ごとに異なる水準となっていること等を踏まえると、過去分を国民全体で負担するに当たっては、特定の供給区域内の全ての需要家に一律に負担を求める仕組みとすることが適当と考えられる。

＜広く需要家の負担を求める方法＞

類型	税、賦課金等	託送料金
負担主体	すべての送配電／ 小売電気事業者	すべての 小売電気事業者
最終負担者	全国すべての需要家	特定の供給区域内の すべての需要家
負担額の水準	全国同一	供給区域内で同一
負担額の決定主体	国	国 (事業者が申請)
制度運用コスト	高い（費用調整等）	低い

(参考) 各委員の御意見 (賠償の過去分)

回収の方法

- 税金がいいのか、もしくは託送料金がいいのかということでございますけれども、基本的には、受益者が全国一律じゃなくて、地域ごとに受益の態様とかもありますでしょうから、その受益の態様に合わせた負担が実現される託送料金が妥当ではないかというふうに考えております。(第5回WG 永田委員)
- 税金がいいのか、託送料金がいいのかというので、ここで公平性ということを書いていますが、この公平性は、まあどこまでいっても完全に割り切れるものではないと思います。例えば沖縄電力の消費者が負担するのかという問題に関して言うと、震災前には東京に住んでいたけれども、沖縄に移住したという人だっているでしょうし、震災前には沖縄に住んでいたけれども、東京に移住したという人だっているでしょうし。そうすると、どこまでいってもどっちが公平かというのは、もう程度問題になっちゃうんだろーと思います。(第5回WG 松村委員)
- ちょっと税金って事業者から遠くなってしまうというか、やはり自分で責任を持って適切な費用で取り組んでいってもらうと。なおかつ責任を持って最後までやってもらうということも非常に重要だというふうに思っておりまして、まず税金ということじゃなくて考えてみるということも重要なんじゃないかというふうに思っております。(第5回WG 秋池委員)
- 税金か託送かというのも、やっぱり透明性ですよ。まあどちらでも、最終的には負担をするということは決まれば、私はまあ、どちらでもいいとは思いますが。ただ、どちらにせよ、説明をうまくしていただければいいなというのと。(第5回WG 伊藤委員)
- 方法を考えるときに、比較的シンプルな構造にしたほうがいだろうと。仕組みをつくるにしても、間接コストというのがどうしてもかかってしまいますので、新しく広く集めて、また再配分する仕組みというのは、それなりにコストがかかるものだと思います。ここも、そんな大した金額じゃないよというふうにおっしゃる方もいるかもしれませんが、ちりも積もればという話もございますので、間接コストはどれぐらいかかるんだということも考えるべきではないかなというふうに思いました。(第4回WG 村松委員)

(参考) 各委員の御意見 (賠償の過去分)

託送料金の仕組みを利用する場合の留意点

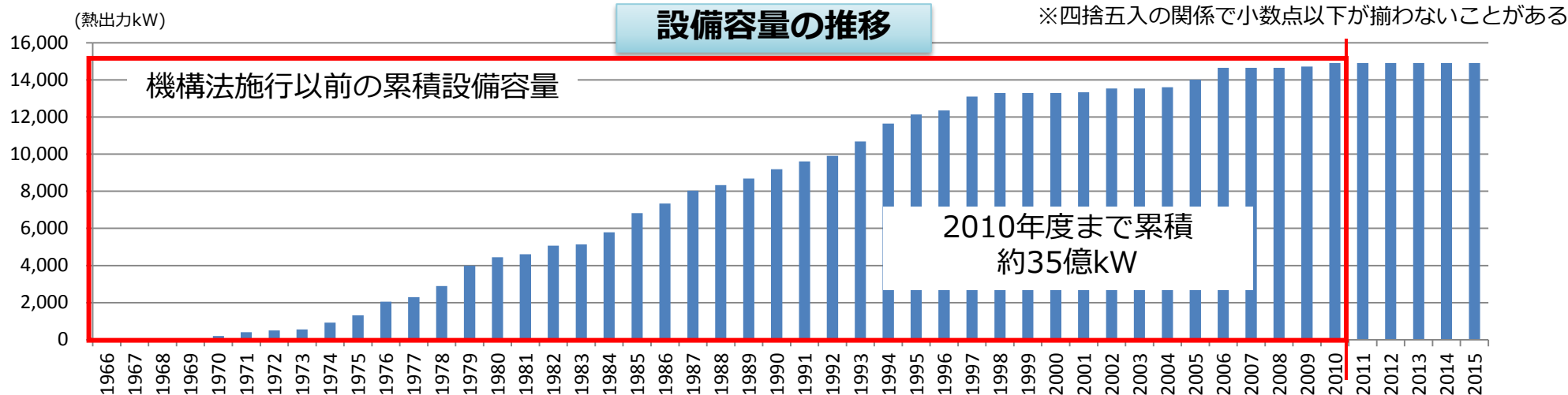
- まあ請求書のところで明示されているという、そういう感じになっているわけですね。税、賦課金のイメージは多分、そういうイメージなのではないかと。ところが、託送の原価に溶け込んでしまうと、自分たちは一体、この過去分として幾ら負担しているのという、今回新たなカテゴリーでどれだけ負担しているのというがわからなくなるということに対する不安というのもあったのではないかと思います。(略) 明示するというのは、消費者が強く要望しているということがあったとして、税だったら明示できるというのは、この溶け込ませると明示できないということはないと思うので、何とていうのか、何らかの工夫で、この情報というのを消費者が知るようにできるようには、仮に託送という格好になったとしてもしていただきたいし、技術的に難しいのはとてもよくわかりますが、ぜひその点は検討して、その負担が見えないようにするために託送というのを言っているのではないということ、何らかの形で明らかにしていただきたいと思います。(第5回WG 松村委員)
- 先ほどの議論とも重なるんですけども、やはり先ほど村松委員がおっしゃったように、今回の福島事故の責任という意味では、やっぱり全面的に東京電力にあると。その上で、(略) 税だと事業者には遠くなるというお話だったんですけども、じゃ、託送のほうが事業者に近いかというと、それはまた違って、ますます金額が決められないまま青天井でも回収できるという意味では、もっと税金のほうがはっきり見える形で、しかもそれを必ず国民、事業者も消費者もみんな合わせて見ることによって、福島のことを忘れずに、今後自分たちがどうしていいかを考えていくためには、ぜひ必要、どうしても必要ということであれば、これは税金で取っていただきたいなと思います。(第5回WG 大石委員)

「過去分」の規模

- 現行の一般負担金の算定方式を前提とし、各原子力事業者が納付する一般負担金の額が、各事業者が保有する原子力発電所の設備容量（熱出力kW）等を基準に決定されていることを踏まえば、過去分の総額は、現在の一般負担金の額と原子力発電所の設備容量等の関係を基に算出した一般負担金のkW当たりの単価※に、全事業者の累積設備容量※※を乗じることで算定することができ、この方法で算定される過去分の総額は約3.8兆円となる。

※ 1,600億円÷全事業者の設備容量総和 ※※ 各炉の設備容量×炉年(運開後の経過年数)の総和

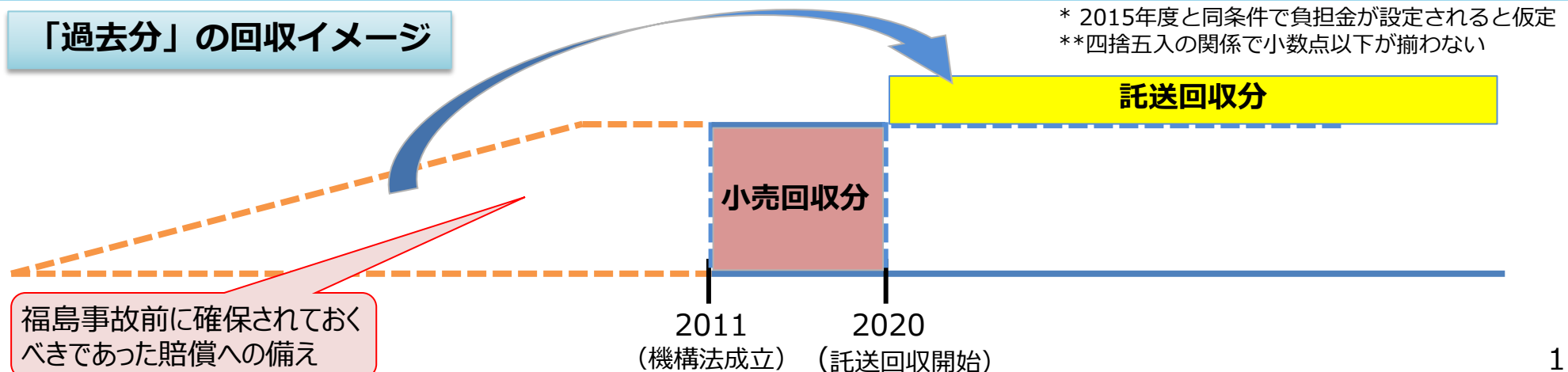
	設備容量（熱出力）	一般負担金/過去分金額	kW当たり単価
2015年度	約1.5億kW	約1,600億円 ※日本原燃負担分（約30億円）除く。	約1070円/kW (1600億÷1.5億kW)
1966年度 ～2010年度	約35億kW	約3.8兆円 (約1070円/kW×約35億kW)	約1070円/kW



託送料金の仕組みを利用して回収する「過去分」の額

- 現在、原子力事業者が毎年納付している一般負担金は、経過的に措置されている小売規制料金により回収されていることから、託送料金の仕組みを利用した「過去分」の回収は、現在経過的に措置されている小売規制料金が原則撤廃される2020年に開始することが妥当であると考えられる。
- この場合、2019年までに納付される一般負担金は、小売規制料金の残る限定的な競争環境下で回収されるため、全需要家ではないものの、概ね全ての需要家から回収されることが考えることができる。
- このため、託送料金の仕組みを利用して回収する「過去分」の算定に当たっては、2011年から2019年までに納付される一般負担金を全需要家から回収する「過去分」と同様のものと扱い、「過去分」の総額から控除してはどうか。
- 2019年度末までに原子力事業者が納付することが想定される一般負担金は約1.3兆円*であり、これを「過去分」総額から控除すると、約2.4兆円**となる。

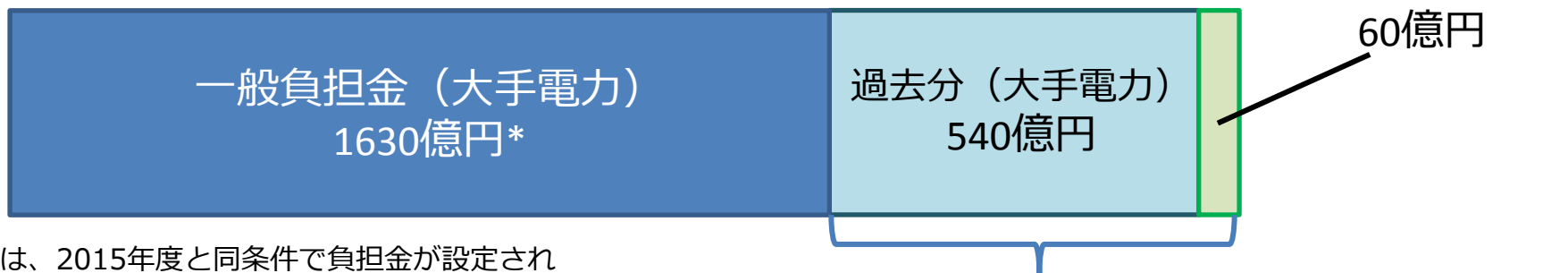
「過去分」の回収イメージ



年間回収額と回収期間

- 約2.4兆円の「過去分」を託送料金の仕組みを利用して全需要家から回収する場合、
 - ① 単年度の回収額を多くすれば、1年当たりの需要家の負担は大きくなる一方、回収期間は短くなり、
 - ② 単年度の回収額を抑制すれば、1年当たりの需要家の負担は小さくなる一方、回収期間は長くなる。
- こうした中で、単年度当たりの需要家の負担を最大限抑制しつつ、将来世代に過大な負担を課さないためには、年間回収額と回収期間について、どのように考えるべきか。
- 例えば、国内で初めて商用原発が稼働（1966年）してから原賠機構法の制定（2011年）まで45年であり、また、現行規制法上、原発の稼働期間が原則40年であることを踏まえると、回収期間を40年（年間回収額約600億円）とすることが一案でないか。

新制度導入時単年度総額（想定）※年間託送回収額600億円の場合
（新電力シェアを10%と仮定）



*一般負担金の額は、2015年度と同条件で負担金が設定されると仮定した試算値であり、毎年度の負担金は原賠機構において原賠機構法に基づき決定される。

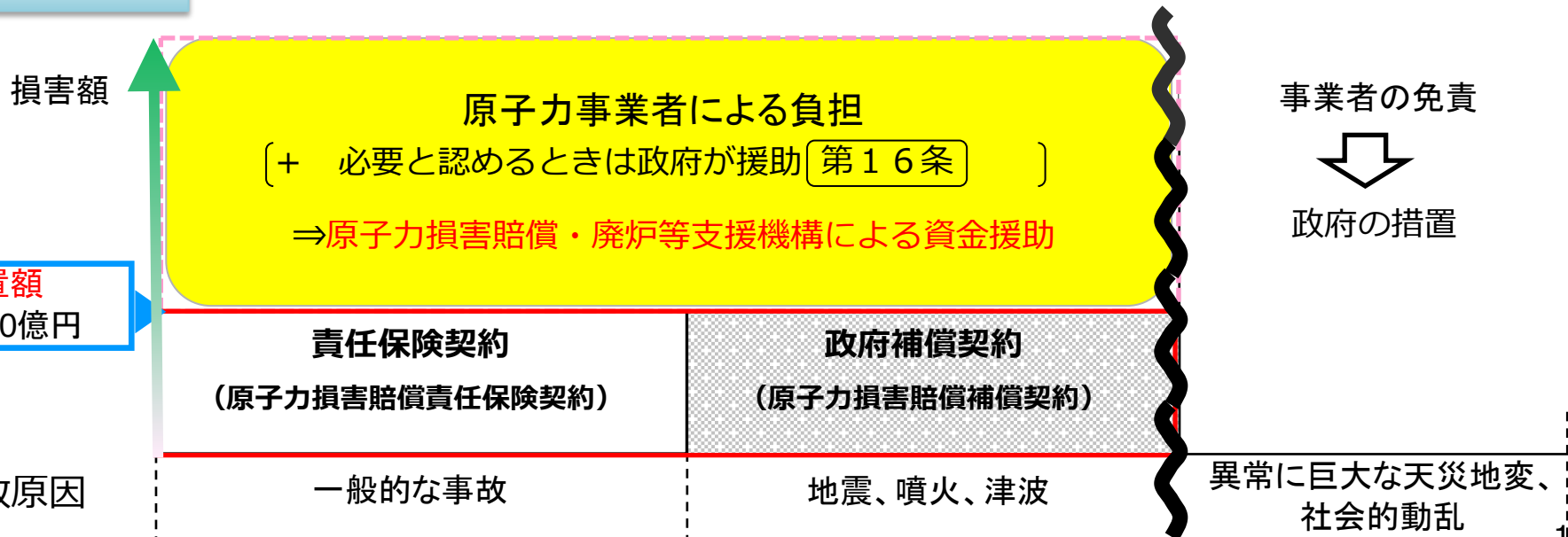
託送料金への上乗せ額はkWh当たり7銭、
標準家庭では月平均18円に相当。

参考資料

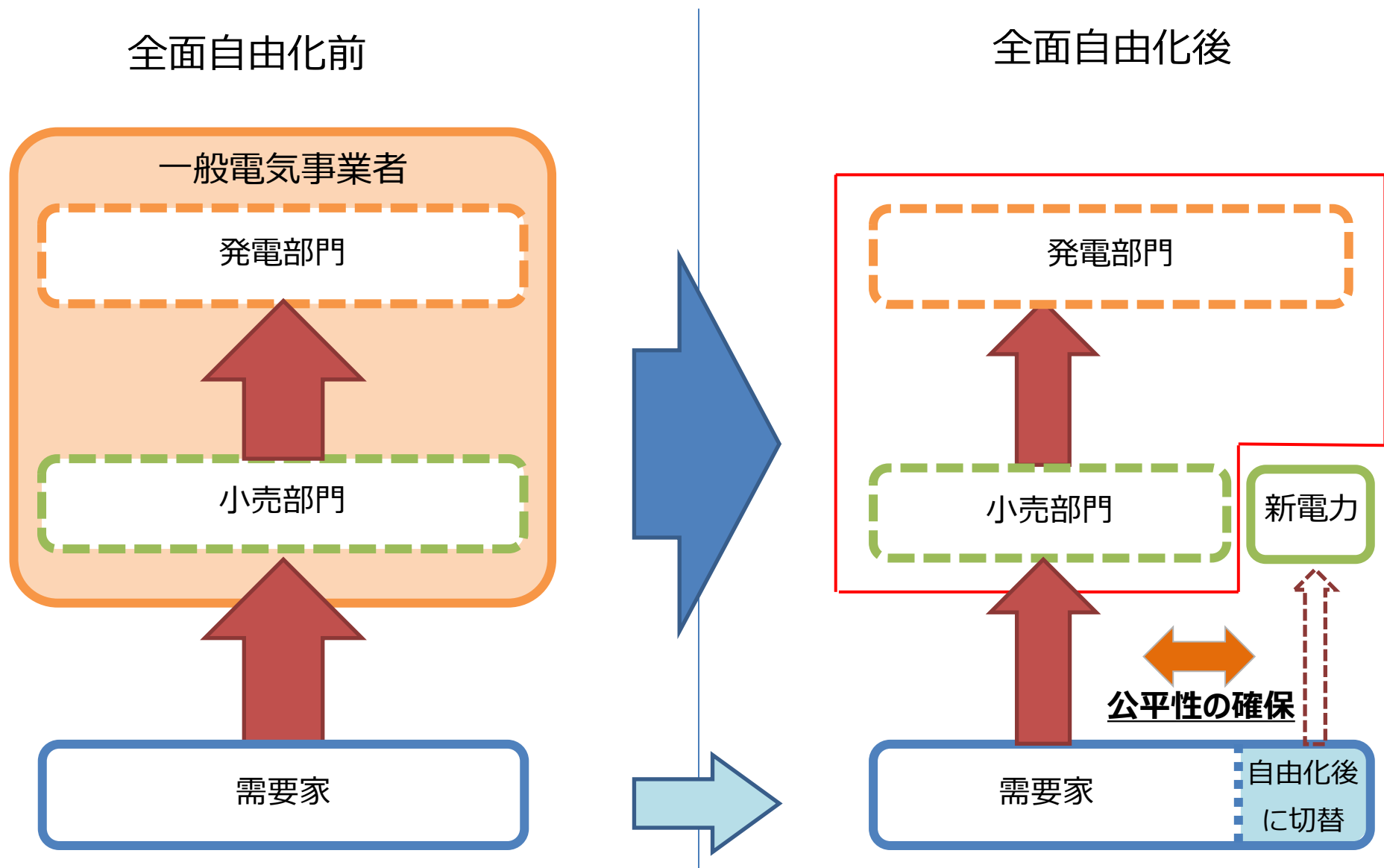
原子力損害賠償制度の概要

- 我が国の原子力損害賠償制度は、原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）と原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（原賠機構法）の2つから成り、前者が1,200億円までカバーし、後者がそれ以上の部分をカバーする二階建ての構造。
- 1961年制定の原賠法は、原子力事業者が原子炉を運転するに当たり、原子力事故が生じた場合の損害を賠償するための措置を講じることを義務付けることにより、あらかじめ原子力事故の賠償に備えるもの。
- 一方、2011年に制定された原賠機構法は、福島第一原発事故を踏まえ、賠償の円滑な実施及び将来の原子力事故への備える観点から、原賠法第16条に基づく国の措置を具体化し、原賠法の賠償措置額（最大1,200億円）を超える損害に対応している。

制度のイメージ



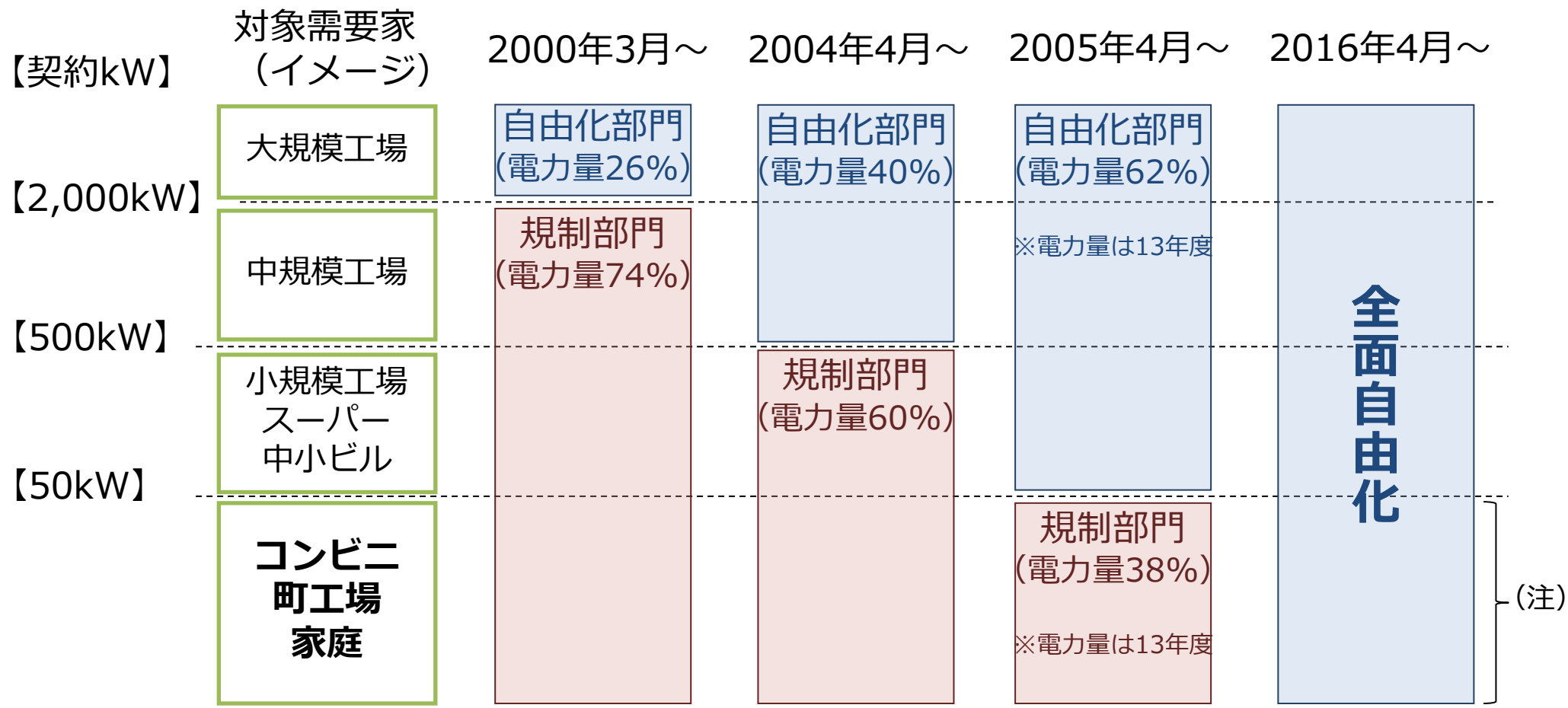
全面自由化による費用負担者の変化



※機構法制定前は全ての需要家が等しく受容したという事実に変化なし。

自由化部門の拡大（2000年～）

- 2000年以降、電力小売について段階的に自由化。2005年以降、市場全体の約 6 割が自由化され、需要家は電力会社を自由に選択できるようになった。
- また、本年 4 月からは、一般家庭やコンビニ等を含めた全ての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになっている。

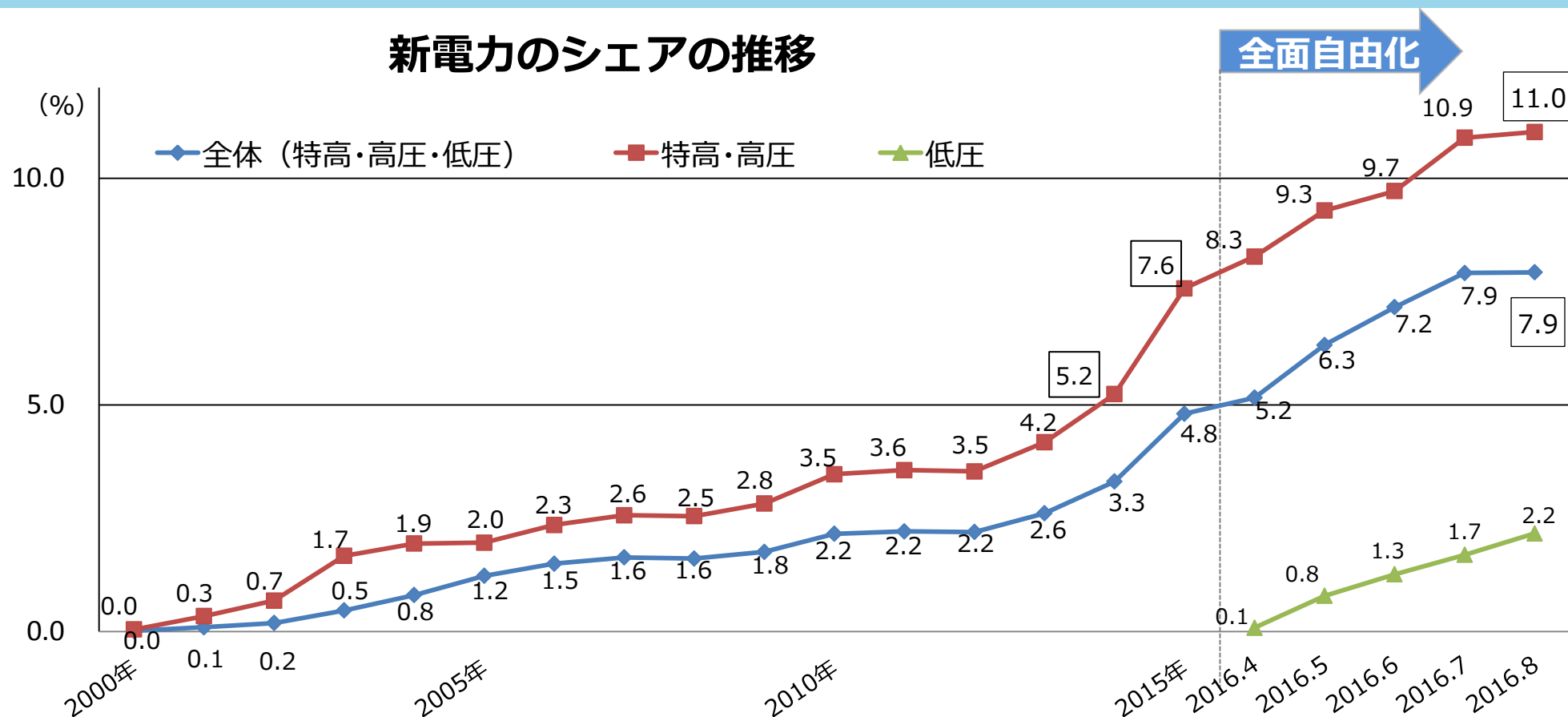


(注) 需要家保護のため、経過措置として、少なくとも2020年まで料金規制を残す（需要家は規制料金も選択可能） 6

新電力のシェアの推移

- 2000年の部分自由化以降、新電力のシェアは3～4％程度にとどまっていたが、2014年度に初めて5％を超え、2015年度には約8％となった。
- 4月の小売全面自由化以降、既自由化分野における新電力のシェアは引き続き上昇し、8月には11％となっており、新たに自由化された低圧分野と合わせると、販売電力量に占める新電力のシェアは全体の約8％となっている。

新電力のシェアの推移



託送回収と自由化との関係

- 本年4月の小売全面自由化にあわせて電気事業の類型が見直され、発電、送配電、小売の3つに事業類型が分かれ、送配電事業のみ、許可制となった（料金は認可制）。
- 送配電網の利用料たる託送料金は、全ての小売事業者が同様に負担する競争中立的なものである。したがって、仮に託送料金に発電費用の一部が含まれていた場合であっても、需要家による小売事業者の自由な選択を妨げることはない。
- なお、国内においては、2000年の部分自由化に先立ち、公益的課題への対応については全需要家が等しく負担することが原則とされているほか、海外においても、自由化に際して発電費用の一部を送配電料金の仕組みを利用して回収している例が少なくない。

<小売全面自由化後の電気事業の類型>

発電事業

【届出制】

発電所の建設、運転

送配電事業

【許可制】

送配電網の建設・運用・保守、需給調整、電力使用量の把握

※発電、小売事業との兼業禁止
(法的分離)

小売電気事業

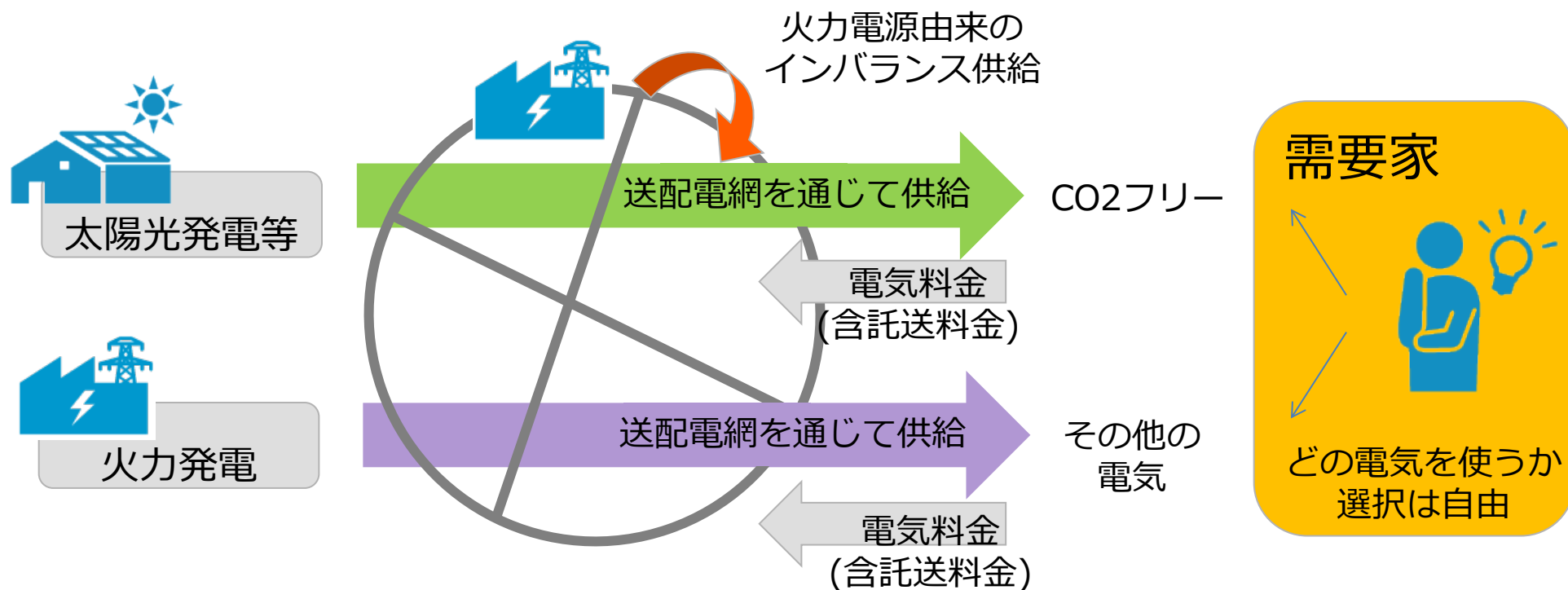
【登録制】

顧客への電力販売、料金徴収

※2020年4月までに**発電・小売から独立（発送電分離）**

託送料金の内訳と需要家の電源選択について

- 一般送配電事業者は、電力の安定供給のため、特定の電源を用いて瞬時瞬時の需給の差を調整している（インバランス供給）。
- 自由化の下で、需要家は、送配電事業者がインバランス供給に用いる電源（主に火力電源由来）とは無関係に、CO2フリー等の特定の料金メニュー（電源）を選択できる。
- 同様に、送配電網の利用料（託送料金）に含まれる費用の内訳により、需要家の電源選択が妨げられることはない。



公益的課題への対応に必要な費用の負担方法

- 2000年の部分自由化の開始に先立ち、競争導入による効率化の追求と、公益的課題との両立が議論され、この成果を享受する主体である需要家が公平に負担を負うことを原則として位置づけている。

1999年1月21日 電気事業審議会 基本政策部会報告（抜粋）

第一章 1. 今後とも維持すべき価値としての公益的課題

（前略）この体制の下で、未点灯地域が解消し、ユニバーサルサービスが達成され、地域間料金格差も解消された。また、停電時間も減少し、電圧・周波数も安定するなど、世界的にも希にみる高品質の電力供給を実現するに至った。さらに、堅調な需要増に対応するために、電力会社は、発送電一貫体制の下で、送配電設備の形成を行うとともに、原子力開発を始めとする長期的な投資を行うなど、我が国のエネルギーセキュリティや環境保全を始めとするエネルギー政策の一翼を担うに至った。

このようにして達成された高度な公益的成果は、我が国電気事業における国民的な財産とも言うべきものであり、今後ともこれを維持することが重要である。したがって、今回の制度設計に当たっても、効率化とこのような公益的課題とが両立することを前提に行うことが求められる。

第二章 第一節 4. 公益的課題との両立の方策について

第四の論点は、「公益的課題との両立の在り方」についてである。今回の部分自由化により新たに電力会社以外の供給者の参入が可能となるが、こうした場合においても供給信頼度や望ましい電源構成が維持されるための方策を確立する必要がある。

このためには、行政、ネットワークの形成・運用を行う主体としての電力会社、供給事業者及び需要家が適切に役割を分担する必要がある。（中略）さらに、需要家はこうした公益的課題の成果を享受する主体であり、そのために必要な負担についても、すべての需要家が公平に負うことを原則とする。

使用済燃料の再処理費用（バックエンド費用）

- 原子力発電に伴い発生する使用済燃料の再処理については、発電時と再処理時に相当のタイムラグがあり、必要となる資金を予め積み立てておくことが世代間及び需要家間の公平性を保つために重要であることから、2005年に積立制度（※ 1）を創設。その費用は発電費用として原価計上し、小売料金を通じて原子力事業者が回収してきている。
- 一方、積立制度創設前の発電分（※ 2）については、受益者負担、競争中立性という観点も踏まえ、一般電気事業者を含む原子力事業者の需要家のみならず、託送制度を通じて新電力の需要家からも回収することとされた。

※ 1 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律
同法制定以前は、一部費用のみ使用済核燃料再処理引当金として料金回収し、内部積立てを行っていた。なお、先の通常国会で成立した再処理等拠出金法の施行に伴い、本年10月より拠出金制度に移行している。

※ 2 制度創設前には合理的な見積もりができず、料金原価に含まれなかった費用。

原子力への依存度は電力会社ごとに差があり、バックエンド過去分の費用も電力会社によってkWhごとの単価が異なっている。

【参考】総合資源エネルギー調査会電気事業分科会中間報告
「バックエンド事業に対する制度・措置の在り方について」（2004年 8 月）（一部抜粋）

第 5 章バックエンド事業に対する制度・措置の在り方について

3. 既発電分についての取扱い

（中略）その積立費用を誰が負担すべきかについては、いくつかの考え方があるが、受益者負担、競争中立性という観点も踏まえ、一般電気事業者の需要家のみならず、自由化後に特定規模電気事業者から供給を受けることとなった需要家も含めた形で、電気料金として回収することが妥当である。具体的には託送の仕組みを使い、特定規模電気事業者は、回収代行という形で、自らの需要家から、既発電分にかかるバックエンド費用を回収し、一般電気事業者に支払うこととするとともに、一般電気事業者は、自らの需要家からも、既発電分にかかるバックエンド費用を回収することが適当である。

(単位：円/kWh)

一般送配電事業者	B E 過去分相当額	託送料金平均単価
北海道	0.05	9.46
東北	0.06	10.49
東京	0.112	9.26
中部	0.08	9.73
北陸	0.06	8.43
関西	0.16	8.43
中国	0.06	8.95
四国	0.13	9.3
九州	0.1	8.96

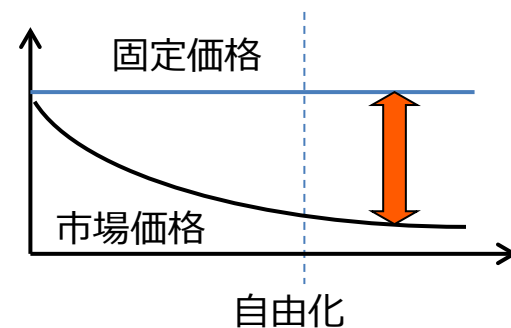
送配電業務以外の費用の託送回収（ストランデッドコスト等）

- 地域独占・総括原価方式から電力自由化に移行する際、従来は、規制料金を通じて全ての需要家から回収することが前提とされていた費用について、競争環境の下で回収することが不可能となる費用（ストランデッドコスト）が発生する。
- このため、1990年代から自由化を進めてきた欧米においても、自由化後の公平な競争条件を確保する観点から、発電費用の一部について全需要家からの回収を認めている例は少なくない。

<欧米において全需要家から回収が認められた費用の例>

アメリカ（ペンシルベニア州）

- ・規制料金で回収予定だった発電所の固定費等
- ・自由化以前に結んだ固定買電契約と自由化以降の市場価格の差額



スペイン

- ・規制料金で回収予定だった発電所の固定費等 ※発電所除去費用を含む
- ・国内産石炭の優先施策による固定買取り契約価格と、自由化以降の市場価格との差額

イタリア

- ・規制料金で回収予定だった発電所の建設費用等
- ・自由化以前に結んだ固定買電契約と自由化以降の市場価格との差額

※ストランデッドコストの対象は各国によって異なるが、主に既に建設した発電所の固定費や除却費用、長期買電契約・長期燃料購入契約等が該当する。

送配電業務以外の費用の託送回収（その他の費用等）

- 諸外国においては、ストランデッドコストに限らず、送配電業務以外の費用を託送料金の枠組で回収する事例が少なくない。

欧州においては、35カ国中20カ国（2015年時点）において、託送業務に直接関係のない費用が託送料金の仕組みを活用して回収されている。

再生可能エネルギー支援施策経費、その他のエネルギー関連支援施策経費、国内規制機関の運営資金等について、いずれも国または地域の政策方針に基づき、制度的に回収が担保された状態で実施されている。

○具体的事例

国名	内容
ドイツ	・再生可能エネルギーの固定価格買取に係る資金を、託送料金制度を活用して回収。 ・コージェネ電源の導入に伴う費用を、特別高圧の託送料金に計上。
フランス	電力業界の年金制度改革に伴い、託送料金の一定率を上積みして回収し、年金原資に充当。
イギリス	地理的条件から配電費用の高い特定の地域（スコットランド北部）の配電料低減を目的に、全小売事業者から送電事業者が回収した資金を元に、配電事業者に助成金を付与。

出所：ENTSO-E報告 “ENTSO-E Overview of Transmission Tariffs in Europe: Synthesis 2016”